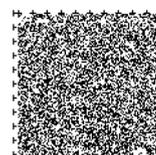


第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保

<第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画>

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



第1章 計画の成果目標

■成果目標の設定について

障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する障害福祉計画および児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する障害児福祉計画では、国の基本指針に即して、成果目標を定めることとされています。

そのため、本区の成果目標は国の基本指針で示された成果目標を基本とします。

ただし、一部項目については区市町村に成果目標に示されていないことから、活動指標又は利用者ニーズ等を勘案して、本区の成果目標とします。

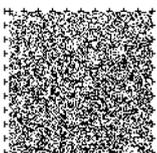
1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

【前期計画からの変更点】

施設入所者の6%以上（前期から変更なし）が地域移行する目標と、施設入所者の定員を5%以上（前期1.6%以上）削減する目標が設定されました。



(2) 区の成果目標

◆地域生活移行者

令和4（2022）年度、施設入所者に対して地域生活移行に関するアンケート調査を実施したところ、地域生活を希望する人が19人いることが確認できました。

そのため、令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6.9%（19人）以上が地域生活へ移行することを目標とします。

◆施設入所者数

障害の重度化・高齢化等にともない、施設入所者数は令和元（2019）年度末の271人から令和4（2022）年度末の275人に微増しています。

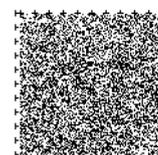
また、施設入所以外の選択肢が少ない等の理由により、施設入所待機者は令和元（2019）年度末の42人から令和4（2022）年度末の45人に増加しています。

そのため、施設入所希望の利用者ニーズに応えられるよう、前期計画の令和5（2023）年度末の施設入所者数目標と同数の271人を令和8（2026）年度末の施設入所者数の目標とします。

目 標 項 目	現 状	目 標
◆令和8（2026）年度末までの地域生活移行者数 令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6.9%（19人）以上が地域生活へ移行する。	3人	19人以上
◆令和8（2026）年度末時点における施設入所者数 令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数を1.5%（4人）以上削減する。	275人	271人

※現状は令和4（2022）年度末（地域生活移行者数は累計値）

目標は令和8（2026）年度末時点（地域生活移行者数は累計値）



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標は、東京都において設定されています。

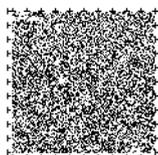
また、国の基本指針に基づき、東京都が算出した令和8年度末の長期入院患者の区内地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、21人が見込まれています。

【参考：成果目標（都道府県）】

- ◆精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とします。
- ◆令和8（2026）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定します。
- ◆令和8（2026）年度末における入院後3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とします。

【前期計画からの変更点】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、都道府県には退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上（前期316日以上）とすること、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上（前期69%以上）、6か月時点の退院率を84.5%以上（前期86%以上）、1年時点の退院率を91.0%以上（前期92%以上）という目標が設定されました。

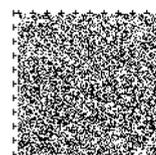


(2) 区の成果目標

- ◆国の基本指針で示された区市町村の活動指標を区の成果目標とします。
- ◆精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携強化を図るとともに、今後の支援の在り方や取組を協議します。
- ◆精神障害のある人の地域移行にあたり、必要となる障害福祉サービス等の充実に努めます。

目標項目		現状	目標	
保健、医療及び福祉 関係者による協議の場	開催回数	年1回	実施	
	参加者数	25人/回	実施	
	内 訳	保健	5人	有
		医療	8人	有
		福祉・介護	6人	有
		当事者・家族等	0人	有
		その他	6人	有
目標設定及び評価の 実施回数	年1回以上	実施		
精神障害者の利用者数	地域移行支援	1人	8人	
	地域定着支援	1人	5人	
	共同生活援助 (障害者グループホーム)	108人	144人	
	自立生活援助	0人	8人	
	自立訓練(生活訓練)	27人	40人	

※現状は令和4(2022)年度末。目標は令和8(2026)年度末時点



3 地域生活支援の充実

(1) 国の基本指針

■令和8（2026）年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。

■令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【前期計画からの変更点】

地域生活支援拠点等について、各市町村における整備が努力義務化されるとともに、機能の充実のための体制構築についても具体的に明記されました。

また、強度行動障害を有する者に対する支援ニーズの把握、支援体制の整備が新規に追記されました。

(2) 区の成果目標

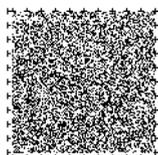
◆地域生活支援拠点等の整備

区では、地域生活支援拠点等を3カ所（旗の台障害児者相談支援センター、東品川障害児者相談支援センター、南品川障害児者相談支援センター）整備し、それぞれに地域のコーディネーター役となる地域生活支援拠点マネージャーを配置しています。

また、「地域生活支援拠点検討会」では、地域生活支援拠点の主な機能である「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり」のより一層の充実を図るため、引き続き、地域の障害福祉サービス事業所等との相談・情報提供体制の整備や地域体験の場の確保等に取り組みます。

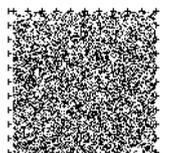
◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制の整備

令和8（2026）年度末までに行動関連項目に基づいて強度行動障害のある人を確認し、その支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の検討を行い、検討結果に基づいて整備を進めます。



目 標 項 目	現 状	目 標
◆地域生活支援拠点等の整備 令和 8（2026）年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備する。	整備済	充実
◆地域生活支援拠点等の機能の充実 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。	実施	充実
◆地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	実施	実施
◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制整備 令和 8（2026）年度末までに、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	—	検討・整備

※現状は令和 4（2022）年度末。目標は令和 8（2026）年度末時点



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 国の基本指針

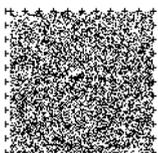
- 令和 8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上にすること。そのうち、就労移行支援事業については 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこと。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3（2021）年度実績の 1.41 倍以上とすること。
- 就労定着支援事業所のうち、利用終了後の一定期間における就労定着率を 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすること。

【前期計画からの変更点】

福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和 3（2021）年度の就労者数の 1.28 倍以上（前期 1.27 倍以上）とすることとし、就労移行支援事業については 1.31 倍以上（前期 1.30 倍以上）、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.29 倍以上（前期 1.26 倍以上）、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.28 倍以上（前期 1.23 倍以上）とする目標が設定されました。

就労定着率については、前年度末から過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当する事業所が 7 割以上となる事業所を全体の 2 割 5 分とする目標が設定されました。（前期目標：令和 5（2023）年度の就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上）

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合に関する目標、就労定着支援事業の利用者数に関する目標が新設されました。



(2) 区の成果目標

◆福祉施設から一般就労への移行者数

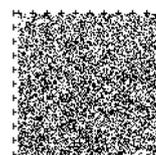
障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げ等により、障害のある人の就労が増加しています。

今後、働く意欲がある障害のある人が、その個性と能力を十分に発揮することができる環境を就労移行支援事業所と連携してつくり、就労支援の促進に取り組みます。

◆一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用割合、就労定着率の向上

就労開始後の不本意な離職を防ぐために就労定着支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図り、就労定着率の向上に取り組みます。

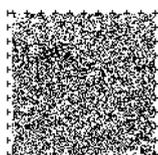
また、令和7（2025）年度までに開始される予定の「就労選択支援」の利用促進を図り、本人の能力や適性等をアセスメントで客観的に評価し、長所や課題を把握したうえで、一般就労や就労系サービスを利用することで就労定着等の向上を図ります。



目標項目		現状	目標
◆福祉施設から一般就労への移行者数（※1） 令和8（2026）年度末に令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.28倍以上とする。		60人	77人 (1.28倍)
内 訳	◆就労移行支援事業から一般就労への移行者数 令和8（2026）年度末に令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.31倍以上とする。	52人	68人 (1.31倍)
	◆就労継続支援A型から一般就労への移行者数 令和8（2026）年度末に令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.29倍以上とする。	0人	1人 (1.29倍)
	◆就労継続支援B型から一般就労への移行者数 令和8（2026）年度末に令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.28倍以上とする。	0人	1人 (1.28倍)
◆就労移行支援事業所から一般就労への移行者の割合 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。		4割以上	5割以上
◆就労定着支援事業の利用者数 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。		55人	76人 (1.41倍)
◆就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。		—	2割5分以上

※現状は令和3（2021）年度末。目標は令和8（2026）年度末時点

※1…品川区障害者就労支援センター「げんき品川」の実績を含んだ目標です。



5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

■児童発達支援センターの設置

令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置すること。

■地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。

■重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数

令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保すること。

■重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数

令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保すること。

■医療的ケア関係機関が連携を図る協議の場

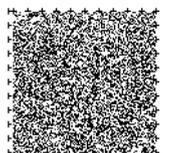
令和8（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

■医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【前期計画からの変更点】

令和8（2026）年度末までに、全ての区市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが追記されました。



(2) 区の成果目標

◆児童発達支援センターの設置

区は、児童発達支援センター「品川児童学園」を設置して、地域の障害児支援の充実に努めてきました。

今後、戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修して、区内2か所目となる児童発達支援センターの整備を進め、地域における障害児支援の充実に努めます。

◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域や教育でのインクルージョンの推進に取り組むとともに、障害のある子どもが集団生活に適應するため、引き続き、児童発達支援の環境整備や必要な支援を行う保育所等訪問支援の活用を促進します。

◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、今後も利用者の増加が見込まれるため、令和8（2026）年度末までに1か所を追加して計3か所の設置を目標とします。

◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置

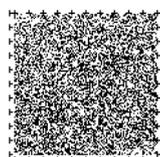
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれるため、令和8（2026）年度末までに1か所を追加して計3か所の設置を目標とします。

◆医療的ケア関係機関が連携を図る協議の場

医療的ケア児を取り巻く課題について意見交換・課題検討、地域で活用できる社会資源等の情報共有等を行い、医療的ケア児の成長を支える連携体制の強化を図ります。

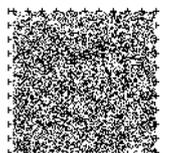
◆医療的ケア児等コーディネーターの配置

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対する情報提供や関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。



目 標 項 目	現 状	目 標
◆児童発達支援センターの設置 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置する。	設置済 （1カ所）	設置済 （2カ所）
◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 令和8（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。⇒保育所等訪問支援の利用者数	43人	91人
◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保する。	設置済 （2カ所）	設置済 （3カ所）
◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保する。	設置済 （2カ所）	設置済 （3カ所）
◆医療的ケア関係機関の協議の場 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を開催する。	開催 （1回）	開催 （2回）
◆医療的ケア児等コーディネーターを配置 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	配置済 （7人）	配置済 （10人）

※現状は令和4（2022）年度末。目標は令和8（2026）年度末時点



6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 国の基本指針

- 令和8（2026）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な地域自立支援協議会の体制を確保すること。

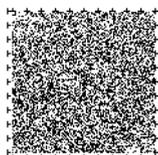
【前期計画からの変更点】

区市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、地域の相談支援体制の強化に向けた体制確保について明記されました。

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が追記されました。

(2) 区の成果目標

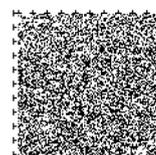
- ◆基幹相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、さらに地域の相談機関と連携を強化して相談支援体制の充実を図ります。
- ◆地域の相談支援体制を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保します。
また、これらの取組を効果的に進めるため、地域拠点相談支援センターや「品川区地域自立支援協議会」を有効に活用します。



目標項目		現状	目標	
◆基幹相談支援センターの設置		設置済	充実	
内 訳	相談支援事業所への専門的な指導・助言	有	有	
	相談支援事業所の人材育成の支援	有	有	
	相談機関との連携強化の取組の実施	有	有	
	個別事例の支援内容の検証の実施	有	有	
	主任相談支援専門員の配置	無	有	
◆地域自立支援協議会の活用				
内 訳	事例検討	検討回数	1回	4回
		参加事業所数	15事業所	延56事業所
	専門部会	設置数	3部会	4部会
		実施回数	9回	延33回

※現状は令和4（2022）年度末。目標は令和8（2026）年度末時点

※延べ数は令和6年度から令和8年度末までの合計



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

(1) 国の基本指針

令和8（2026）年度末までに、区市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【前期計画からの変更点】

前期計画に続き、各区市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する目標が設定されました。

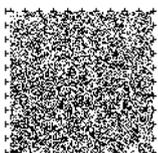
(2) 区の成果目標

- ◆都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加することで、区職員のスキルアップを図ります。
- ◆事業所の第三者評価受審を促し、事業所の適正な運営の確保を図ります。
- ◆障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所と共有することで、給付請求の適正化を図ります。

目標項目	現状	目標
◆障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への区市町村職員の参加の有無	有 (31人)	有 (延100人)
◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	実施
◆福祉サービス等第三者評価受審の促進 障害福祉サービス提供事業所での第三者評価を受審している事業所数	2事業所	延10事業所

※現状は令和4（2022）年度末。目標は令和8（2026）年度末時点

※延べ数は令和6年度から令和8年度末までの合計



第2章 サービス見込量および確保の方策

■サービス見込量の設定について

各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ、サービス見込量を設定しました。なお、サービス見込量は推計値であり、サービス利用量の上限を定めたものではありません。

1 障害福祉サービス

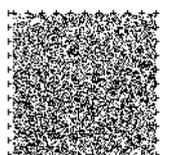
障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付対象のサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害者のニーズ等に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度の障害福祉サービスの見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（1）訪問系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。



■サービス種別・内容（訪問系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
行動援護	障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助（障害者グループホーム）、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

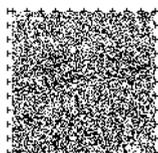
■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	月間利用者数	168	180	196	204	216	228
	月間利用時間数	3,105	3,343	3,440	3,672	3,888	4,104
重度訪問介護	月間利用者数	31	31	34	35	36	37
	月間利用時間数	4,393	4,475	6,282	5,355	5,508	5,661
同行援護	月間利用者数	79	82	87	90	94	98
	月間利用時間数	1,742	1,915	2,077	2,070	2,162	2,352
行動援護	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	86	86	86
重度障害者等包括支援	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	730	730	730
計	月間利用者数	278	293	317	331	348	365
	月間利用時間数	9,240	9,733	11,799	11,913	12,374	12,933

※実績・見込量は3月末までの月平均値、ただし令和5年度は4月～8月の平均値

■見込量確保のための方策

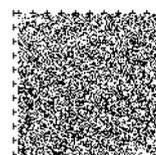
- ヘルパー不足は全国的な課題となっています。区ではサービス量の確保のため、介護職員初任者研修を実施し、ヘルパーの育成に取り組めます。
- 区では、同行援護従業者（ガイドヘルパー）養成研修、知的障害者（児）移動支援従業者養成研修等を開催し、ヘルパー育成に取り組んでいきます。



(2) 日中活動系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行やコミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するため、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 (A型・B型)	就労継続支援A型(雇成型)は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。 就労継続支援B型(非雇成型)は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象として、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。



■サービス種別・内容（日中活動系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
就労選択支援	就労を希望する障害者に対して、就労・障害福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障害福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に係る支援を行います。なお、就労選択支援は令和7(2025)年10月からサービス開始の予定です。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で、常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

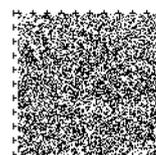


■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	月間利用者数	490	502	494	522	532	542
	月間利用日数	10,023	10,011	9,888	9,918	10,640	10,298
自立訓練(機能訓練)	月間利用者数	6	12	16	18	20	22
	月間利用日数	62	126	175	198	220	242
自立訓練(生活訓練)	月間利用者数	28	35	38	45	50	55
	(内)精神障害	(25)	(27)	(29)	(32)	(36)	(40)
就労移行支援	月間利用者数	122	128	129	136	140	144
	月間利用日数	2,038	2,287	2,426	2,448	2,520	2,592
就労継続支援(A型)	月間利用者数	67	65	65	66	67	68
	月間利用日数	1,255	1,206	1,315	1,254	1,273	1,292
就労継続支援(B型)	月間利用者数	374	378	388	393	398	403
	月間利用日数	5,919	6,124	6,378	6,288	6,368	6,448
就労選択支援	月間利用者数	—	—	—	—	15	20
就労定着支援	月間利用者数	55	59	57	71	77	83
療養介護	月間利用者数	30	32	32	34	35	36
短期入所(福祉型)	月間利用者数	87	97	105	105	106	107
	月間利用日数	841	610	866	840	848	856
短期入所(医療型)	月間利用者数	8	4	4	5	6	7
	月間利用日数	52	21	25	30	36	42

※1 実績・見込量は3月末までの月平均値、ただし令和5年度は4月～8月の平均値

※2 就労選択支援は令和7(2025)年10月からサービス開始(予定)のため、実績はありません。



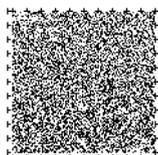
■見込量確保のための方策

- 障害者の重度化・高齢化への対応、特別支援学校等卒業生の通所先確保のため、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所（ピッコロ）の移転拡張の整備により、生活介護の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図ります。
- 就労継続支援B型は定員割れの事業所もあり、現時点でのサービス確保はできています。今後、障害者の重度化・高齢化にともない送迎を必要とする利用者が増える可能性があり、利用者ニーズの動向を注視していきます。
- 「品川区立出石つばさの家（令和6（2024）年度開設予定）」に短期入所を設置し、緊急時の預かりやレスパイト支援の充実を図ります。
- サービスの質の向上を図るとともに、サービスを安定的に提供できるように、事業所に対して人材育成・定着に向けた支援や福祉サービス第三者評価受審の促進に取り組みます。

（3）居住系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (障害者グループホーム)	障害者に対して、主に共同生活を営む住居において、世話人等が日常生活上の援助や相談・助言を行います。
施設入所支援	障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。



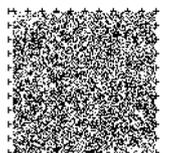
■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	月間利用者数 (内)精神障害	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (4)	9 (6)	12 (8)
共同生活援助	月間利用者数 (内)精神障害	246 (94)	258 (108)	270 (99)	317 (123)	340 (132)	371 (144)
施設入所支援	月間利用者数	269	275	272	271	271	271

※実績・見込量は3月末までの月平均値、ただし令和5年度は4月～8月の平均値

■見込量確保のための方策

- 自立生活援助は令和5（2023）年4月に区内事業所が開設されました。地域移行の要となるサービスであるため、利用者および相談支援事業所等にサービスの周知を図り、利用を促進します。
- 障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、整備費や運営費の一部を補助し、民間事業者による障害者グループホームの開設を促進します。
- 「品川区立出石つばさの家」、「(仮称) 小山七丁目障害者グループホーム」などの障害者グループホームの整備を通じて、障害のある人の地域での生活拠点を確保します。
- 施設入所支援は、個々の利用者ニーズを考慮しつつ、前期計画で成果目標に設定した令和5（2023）年度末の施設入所者数271人を超えないことを目標とします。

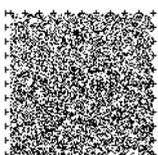
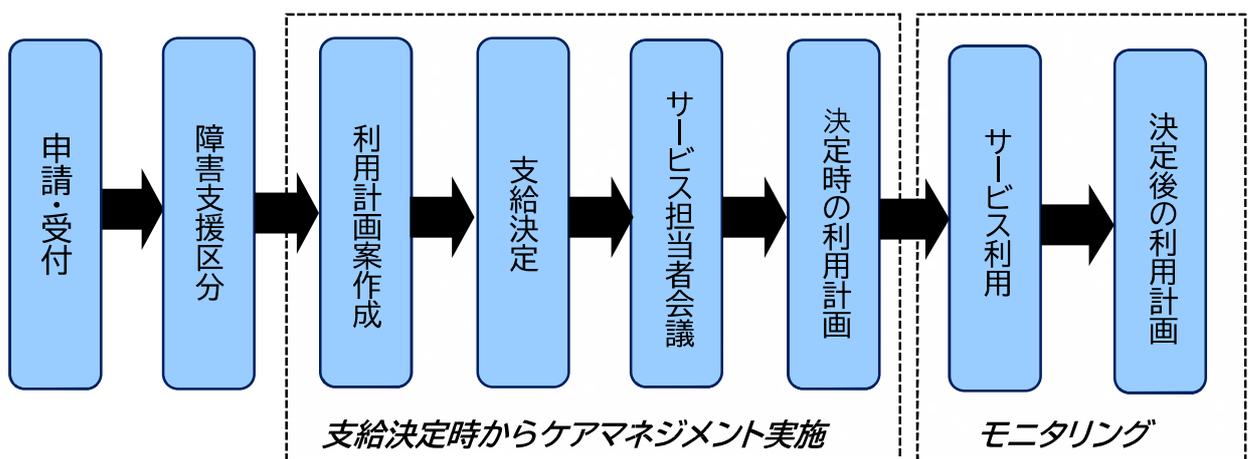


(4) 相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害者が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。【図表 3-1】 その後、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している精神障害者が、地域での生活に移行するため、居住の場の確保等の支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などが安定した地域生活を送るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■図表 3-1 障害福祉サービス等の支給決定プロセス



■サービス実績および見込量

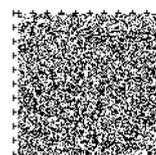
サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	年間利用者数	4,187	4,748	2,143	5,650	6,101	6,552
地域移行支援	月間利用者数	4	1	1	6	9	12
	(内)精神障害	(4)	(1)	(1)	(4)	(6)	(8)
地域定着支援	月間利用者数	0	1	0	4	6	8
	(内)精神障害	(0)	(1)	(0)	(3)	(4)	(5)

※実績・見込量は3月末までの月平均値、ただし令和5年度は4月～8月の平均値

※「計画相談支援」の実績・見込量は年間の累計値

■見込量確保のための方策

- 区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に努めた結果、相談支援件数は大幅に増加しました。今後は、モニタリング等の充実を図るため、相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。
- 「福祉カレッジ（品川介護福祉専門学校）」で障害者ケアマネジメント講座等を開催し、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ります。
- 施設入所者等の地域移行の要となる地域移行支援、地域定着支援の事業所誘致に取り組めます。



2 児童福祉法に基づく障害児支援

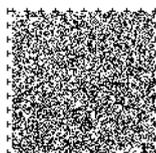
障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援は、児童福祉法に基づく障害児通所給付等の対象となるサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児のニーズ等に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度の障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援の見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（1）障害児通所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児等が重度で理学療法等の機能訓練が必要な、または医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、授業の終了後または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門スタッフが保育園、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、障害児本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。



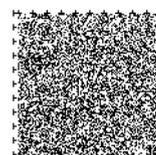
■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	月間利用者数	594	691	698	772	837	902
	月間利用日数	3,422	4,067	4,205	4,632	5,022	5,412
医療型児童発達支援	月間利用者数	9	8	7	—	—	—
	月間利用日数	60	52	47	—	—	—
放課後等デイサービス	月間利用者数	605	777	881	1,011	1,128	1,245
	月間利用日数	3,657	4,369	5,063	6,066	6,768	7,470
保育所等訪問支援	月間利用者数	29	43	51	67	79	91
	月間利用日数	50	76	92	134	158	182
居宅訪問型 児童発達支援	月間利用者数	2	1	2	2	3	4
	月間利用日数	11	11	11	18	27	36

※実績・見込量は3月末までの月平均値、ただし令和5年度は4月～8月の平均値
 ※令和6年4月から医療型児童発達支援は児童発達支援に一元化されます。

■見込量確保のための方策

- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備は徐々に進んでいますが、利用者ニーズに十分応えられていません。十分なサービス提供体制を確保するため、引き続き、事業所誘致に取り組めます。
- 重症心身障害児向けの児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、運営費を助成し事業所誘致を図ります。
- 障害児通所支援事業所に第三者評価受審の必要経費を助成することで受審を促し、サービスの質の向上を図ります。



(2) 相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

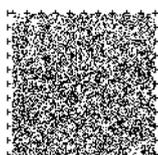
■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	年間利用者数	2,439	3,001	1,468	4,027	4,540	5,053

※実績・見込量は年間の累計値、令和5年度は4月～8月の累計値

■見込量確保のための方策

- 区は、障害児相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に努めた結果、相談支援件数は大幅に増加してきました。今後は、さらにモニタリング等の充実を図るため、障害児相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。
- 戸越六丁目の区立大原児童センターを改修し、新たに整備する児童発達支援センターに障害児相談支援事業所を開設し、障害児相談支援の充実を図ります。



(3) 障害児入所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児入所支援 (医療型・福祉型)	障害児入所施設において、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、日常生活を送るうえで必要な技能訓練、知識の習得などの支援を行います。医療型は、上記に加え、医学的な治療や看護を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	月間利用者数	—	—	—	10	10	10
医療型障害児入所施設	月間利用者数	—	—	—	3	3	3

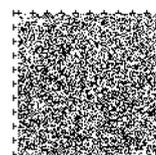
※見込量は3月末までの月平均値

※児童相談所設置市移行に伴い、令和6年10月から東京都より事務移管

※都が受給証を発行しているため、区は令和5年度以前の実績を把握していません。

■見込量確保のための方策

○関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切な支援の確保を図ります。



3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。

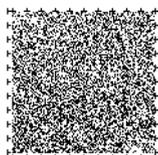
地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である東京都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児者のニーズ等に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度の地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めます。

（1）必須事業

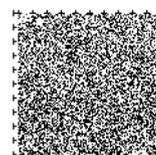
■事業名・内容

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害者への理解を深めるための啓発事業等を通じて、地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指します。
イベント名	イベント内容
障害者週間記念のつどい	区民が障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年、障害者週間中（12月3日～9日）に開催しています。
ふくしまつり	障害児者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ること、および区民の障害者への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。



■事業名・内容（必須事業つづき）

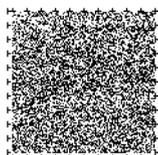
サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族、その他障害者の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業 ・手話通訳派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業	聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。 区に手話通訳者を設置することで、来庁者との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等 事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。令和6年度、障害児のいる世帯については所得制限を撤廃する予定です。
手話奉仕員養成研修 事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。区内には現在3カ所の地域活動支援センターがあります。



■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
障害者相談支援事業								
地域拠点相談支援センター	設置数	5	5	5	5	5	5	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	年間利用件数	3	4	1	5	6	7	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業								
(内訳)	手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,071	1,103	444	1,135	1,167	1,199
	要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	25	29	20	31	32	33
	手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業								
(内訳)	介護・訓練支援用具	年間利用件数	13	20	3	24	26	28
	自立生活支援用具	年間利用件数	48	53	15	59	62	65
	在宅療養等支援用具	年間利用件数	44	54	15	62	66	70
	情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	69	73	19	83	88	93
	排泄管理支援用具	年間利用件数	5,592	5,575	550	5,732	5,889	6,046
	居宅生活動作補助用具(住宅改善費)	年間利用件数	2	4	2	5	5	5
手話奉仕者養成研修事業	年間修了者数	7	8	5	9	10	11	
移動支援事業	年間利用者数	750	1,383	630	1,417	1,434	1,451	
	年間利用時間	13,090	15,187	6,669	17,004	17,208	17,412	
地域活動支援センター	設置数	3	3	3	3	3	3	
	年間利用者数	6,310	5,957	2,972	5,734	5,734	5,734	

※実績・見込量は年間の累計値、令和5年度は4月～8月の累計値



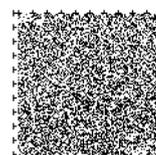
■見込量確保のための方策

- 各種イベントの開催を通じて、障害への理解や地域交流を促進し、地域におけるインクルージョンを推進します。
- 日常生活用具給付等事業については、技術進歩による機能向上や利用者のニーズを踏まえて、用具の品目、対象者などの見直しを適切に行います。
- 意思疎通が困難な人を支援するため、手話通訳等の養成研修を開催し、人材育成に努め、障害がある人のコミュニケーション確保と社会参加を進めます。
- 地域活動支援センターについては、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」等での創作活動および地域交流を充実して、利用促進を図ります。

(2) 任意事業

■事業名・内容

サービス種別	サービス内容
巡回入浴サービス事業	障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。
日中一時支援事業	特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休みなど長期休暇中の活動の場を提供します。
障害者世帯ハウスクリーニング事業	障害者の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。
住宅設備改善費給付事業	身体障害者の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。
障害者救急代理通報システム	障害者の世帯に、救急代理通報システムを設置し、急病等の事態における安全確保を図ります。対象要件の拡大と利用者負担の無償化により、利用者増を図ります。



■事業名・内容（任意事業つづき）

サービス種別	サービス内容
自動車運転免許取得助成	障害者が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
自動車改造経費助成	上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳1・2級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。

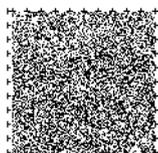
■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回入浴サービス事業	年間利用件数	1,439	1,491	651	1,567	1,605	1,643
日中一時支援事業	年間利用者数	6,110	6,634	2,874	7,356	7,717	8,078
障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	52	46	19	46	46	46
住宅設備改善費給付事業	年間利用戸数	2	4	0	5	6	7
障害者救急代理通報システム	年間利用戸数	62	61	68	71	74	77
自動車運転免許取得助成	年間利用者数	6	3	2	6	6	6
自動車改造経費助成	年間利用者数	4	1	0	4	4	4

※実績・見込量は年間の累計値、令和5年度は4月～8月の累計値

■見込量確保のための方策

○障害のある人の日常生活や社会生活を支えるため、各種サービスの提供を継続していきます。





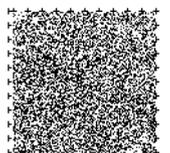
地域で暮らす障害児者の生活を支える施設等の整備

地域における障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備や、障害のある人の住まいとなる障害者グループホーム、日中活動の場となる生活介護事業所等の整備を通じて、地域で暮らす障害児者の生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。

施設または整備計画の名称 整備地住所 運営事業者名等	事業内容 (予定)	開設時期 (予定)
出石つばさの家 西大井 3-11-19 社会福祉法人長岡福祉協会(指定管理者)	・共同生活援助 (障害者グループホーム) ・短期入所	令和 6 年 4 月
(仮称)小山七丁目障害者グループホーム 小山 7-14 社会福祉法人げんき(整備・運営事業者)	・共同生活援助 (障害者グループホーム)	令和 7 年度
大原児童発達支援センター 戸越 6-16-1 未定(指定管理者)	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・インクルーシブひろばベル	令和 7 年 9 月
(仮称)戸越四丁目障害者グループホーム 戸越 4-6-18 未定(整備・運営事業者)	・共同生活援助 (障害者グループホーム)	令和 8 年度
小山台住宅等障害者福祉施設 小山台 2-5 未定(指定管理者)	・児童発達支援センター ・生活介護 ・就労継続支援 B 型	令和 9 年度
重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」移転拡張 八潮 5-9-2 未定	・生活介護	令和 9 年度

※開設時期等は変更となる場合があります。

※心身障害者福祉会館については、改築等を視野に検討を行います。



第3章 今期の主要テーマと取り組みの方向性

<施策の柱1> 相談支援の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮していくためには、困っているときに誰かに気軽に相談できる環境が必要となります。

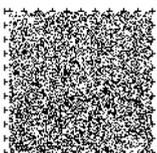
また、障害福祉サービスは利用者の意思・判断でサービスを選択する制度となっており、相談支援には適切な障害福祉サービスを選択するための支援を担う役割があります。

アンケート調査結果によれば、「どこに相談すれば良いのかわからない」といった声が寄せられており、「どの相談機関でどのような相談ができるのか」を利用者にわかりやすく情報提供するなど相談支援へのアクセスを改善していく必要があります。

近年、障害のある人やその家族が抱える課題は、社会情勢の変化、障害者の重度化・高齢化等の様々な要因を背景として、複雑化・複合化しており、障害福祉以外の高齢者福祉、保健、医療、教育、子育て等の関係機関が連携して対応する場面が増えています。

そのため、解決困難な相談については、障害者支援課（基幹相談支援センター）、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所が連携して対応するに止まらず、必要に応じて福祉、保健・医療、教育、就労などの多機関がチームとして課題解決に取り組めるように、包括的な相談支援体制の強化に努めます。

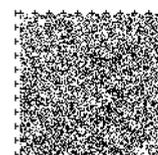
また、相談支援では障害種別や障害特性により、利用できる障害福祉サービスや課題解決のためのアプローチ方法も変わるため、障害特性をよく把握してその特性に対応した専門相談の充実に努めます。



主な施策・取組

(1) 相談支援体制の強化

施策・取組の内容	所管
障害者福祉に関わる全ての支援員が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、障害者の意思決定支援を尊重した相談支援を実施します。	障害者支援課
基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制のもと、専門的な指導・助言および人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。	障害者支援課
定期的に相談支援事業所連絡会を開催して、情報交換や情報共有を行うことで、相談支援体制の強化、相談支援のスキルアップを図ります。	障害者支援課
介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、各相談支援事業所が在宅介護支援センターに併設する相談支援事業所と連携して支援することで、高齢障害者とその家族の相談支援の充実を図ります。	障害者支援課
基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターが、相談支援システムネットワークを活用することで、相談情報を共有し相談支援の向上を図ります。	障害者支援課
介助者の高齢化や就労の多様化等、家庭の事情を踏まえ、重層的な視点から家族支援を行います。	障害者支援課
発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを中心に発達障害に関する相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課
ヤングケアラー支援については、家族がケアを抱え込むことを防ぐため、SNSでの相談やキャリアについての相談体制を整備し、コーディネーターを中心に関係機関で連携していくとともに、配食や学習、家事・育児、通訳などの直接的支援に繋がる事業メニューを実施していきます。	子ども家庭支援センター

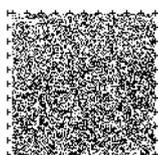


(1) 相談支援体制の強化（つづき）

施策・取組の内容	所管
重層的支援体制整備事業により、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の中で、単独の分野では解決が難しい事例についても、幅広く受け止め、相談者の困りごとを整理し、関係機関と連携を図りながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。	福祉計画課

(2) 障害特性に応じた専門相談の充実

施策・取組の内容	所管
各種研修の実施ならびに東京都の研修への参加を促し、障害特性に応じた専門相談の充実を図ります。	障害者支援課
心身障害者福祉会館に配置している高次脳機能障害専門相談員が、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労の専門機関へつなぐ等、引き続き、支援の充実に取り組みます。さらに、高次脳機能障害専門相談員が、区内の相談支援専門員へ助言する等、高次脳機能障害に関する知識・スキルのレベルアップを図ります。	障害者支援課
発達障害者成人期支援事業や品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を中心に、発達障害に関する専門相談の充実に取り組みます。	障害者支援課
品川区発達障害者相談支援センターでは、発達障害者の地域生活を支援するため、日常生活や就労の相談等を行っています。	障害者支援課
品川区精神障害者地域生活支援センターでは、精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、交流の場の提供等を行っています。	障害者支援課



<施策の柱2> 地域生活の支援の充実

現状と課題

障害のある人が自分らしく生き生きと暮らすためには、本人が希望する生活や生き方を自ら選択・決定することが重要です。

しかしながら、障害特性や障害程度等の様々な理由により、自ら意思を決定および表明することが困難な場合は、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人の自らの決定に基づき、地域で必要な相談やサービスを受けられるように支援します。

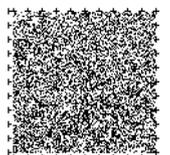
また、障害がある人自らが希望する生活や生き方を自ら選択・決定するとの理念に基づき、令和4（2022）年度、「品川区地域自立支援協議会相談支援部会」において、施設入所者の地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。

この地域生活移行に関するアンケート調査結果により、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました。なお、令和5（2023）年度から37人の施設入所者の地域移行に取り組み、2人（令和6年3月現在）の地域移行が実現しました。

今後、地域移行を希望する人が地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。

そして、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、体験型居室や短期入所の設置、専門的人材養成のための専門研修の実施、障害福祉サービス事業所連絡会の開催を通じた地域の体制づくりを進め、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、引き続き、保健・医療・福祉の連携強化を推進していきます。



主な施策・取組

(1) 意思決定支援の促進

施策・取組の内容	所管
障害者の意思決定の支援が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に沿って実現できるよう、品川介護福祉専門学校の福祉カレッジや相談支援専門員向けの研修を実施し浸透させることで、相談支援専門員やサービス従事者の支援力の向上に取り組みます。	障害者支援課

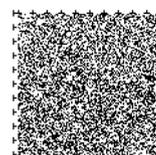
(2) 地域生活への移行・継続の支援

施策・取組の内容	所管
地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
「品川区地域自立支援協議会」において、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、障害のある人のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況を考慮したうえで、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。	障害者支援課
グループホームから一人暮らしへの移行について、地域生活支援拠点の体験の場を活用する等、希望する一人暮らしが実現し継続できるよう、自立生活援助等の支援を行っていきます。	障害者支援課
不動産関係団体、居住支援団体、区等で構成された居住支援協議会において、住まいの確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居に関する支援策等について、協議および検討を行っていきます。	住宅課
ご自身で住まいを探すことが困難な障害者を対象に不動産事業者と連携した民間賃貸住宅のあっ旋を行います。	障害者支援課 住宅課



(3) 保健・医療・福祉等の連携強化

施策・取組の内容	所管
<p>医療的ケア児者と家族が地域で安心して心地よく暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図ります。</p>	<p>障害者支援課 保健センター</p>
<p>精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、多職種チームによるアウトリーチ支援を行い、包括的な支援体制構築に取り組みます。</p>	<p>障害者支援課 保健センター</p>
<p>「品川区難病対策地域協議会」において、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有します。関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備等について協議を行い、特殊疾病に対する地域の理解を深め、社会生活・療養生活の支援についての検討を進めます。</p>	<p>障害者支援課 保健センター</p>
<p>高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署およびサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制を強化します。</p>	<p>障害者支援課</p>



<施策の柱3> 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、個々の利用者ニーズに応じた質の高い障害福祉サービスが求められます。

区では、これまで地域における障害のある人の日常生活を支えるため、利用者ニーズに応じた障害福祉サービスを提供するとともに、障害者の重度化・高齢化、重症心身障害・医療的ケアの支援、親亡き後に残された障害のある子どもへの支援などの障害福祉サービスの充実に努めてきました。

本区では、特に障害者グループホーム整備が喫緊の課題となっており、「品川区立出石つばさの家（令和6（2024）年度開設予定）」、「（仮称）小山七丁目障害者グループホーム（令和7（2025）年度開設予定）」等の障害者グループホームの整備を進め、令和3（2021）年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和8（2026）年度末までに合計100人分の定員増を目標に整備に取り組みます。

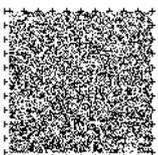
また、同時に小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地での障害者通所施設整備や八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の移転拡張等の生活介護など、日中活動系サービスの整備を着実に進めていきます。

これら障害福祉サービス事業所等の整備を通じて、親亡き後の生活拠点や生活支援を確保し、特別支援学校等を卒業する重症心身障害等の子どもたちが必要に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、サービス提供体制の確保を図ります。

また、区ではこれまで障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めてきました。

「品川区立出石つばさの家」の開設に際しては、短期入所、体験の場を併設し、地域生活支援拠点等の機能を強化します。

加えて、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等を中心とした地域の体制づくりに取り組んでいきます。

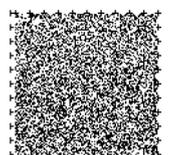
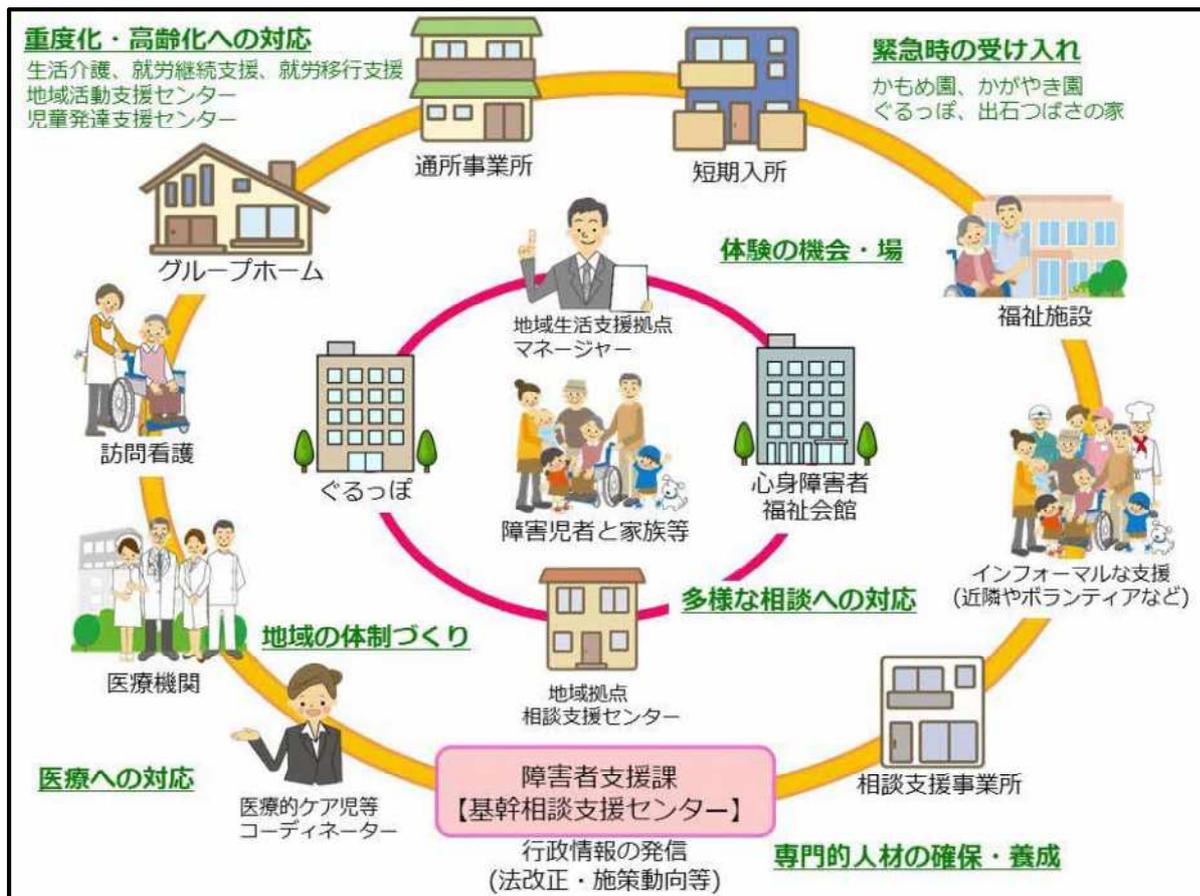


また、重症心身障害・医療的ケアの支援を必要とする人は、専門性の高い手厚い支援が必要となるため、前述の小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地での障害者通所施設整備、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の移転拡張等を進めるとともに、重症心身障害の子どもを対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を運営経費の一部補助等を活用して、民間事業所の誘致を図ります。そして、サービス提供体制の確保、地域生活支援拠点等の機能の充実などを基盤として、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、関係機関と連携して保健、医療、福祉、就労、居住等を包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。

また、障害者施策を推進し、障害のある人のサービスの質の向上を図るには、職員・従事者一人ひとりが積極的に研修等に参加して社会状況等の変化に応じた知識・技術のスキルアップを図っていく必要があります。

そのため、障害福祉サービス事業所に向けて各種研修や事業所連絡会への参加、福祉サービス等第三者評価の受審等を働きかけていきます。

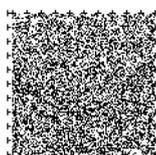
■品川区における地域生活支援拠点等のイメージ



主な施策・取組

(1) サービス提供体制の確保

施策・取組の内容	所管
【再掲】地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の拠点となる児童発達支援センターを新たに整備するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どものサービス提供体制の確保を図ります。	障害者施策推進課
地域バランスを考慮し、令和3（2021）年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和8（2026）年度末までに合計100人分の定員増に取り組めます。	障害者施策推進課
障害者グループホーム整備にかかる費用の一部を区が補助し、民間事業者による障害者グループホーム整備を促進します。	障害者施策推進課
西大井三丁目に新たな知的障害者グループホーム（区立出石つばさの家）を令和6（2024）年4月に開設します。	障害者施策推進課
小山七丁目の区有地を活用し、民間事業者による新たな知的障害者グループホームを整備します（令和7（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
戸越四丁目の区有地を活用し、民間事業者による新たな知的障害者グループホームを整備します。	障害者施策推進課
小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、障害者の日中活動の場（通所施設）を整備します。	障害者施策推進課

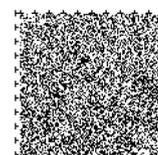


(1) サービス提供体制の確保（つづき）

施策・取組の内容	所管
八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせ、同施設の既存棟に移転・拡張します。	障害者施策推進課 障害者支援課
心身障害者福祉会館の建て替えについては、通所者の代替施設の確保が必要なことから、時期を含め引き続き検討を行います。	障害者施策推進課
戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和7（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和9（2027）年度開設予定）。	障害者施策推進課

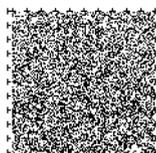
(2) 地域生活支援拠点等の機能の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能をどの程度備えるべきかについて、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を「地域生活支援拠点検討会」において検討し、必要な機能の充実を図ります。	障害者支援課
地域生活支援拠点マネージャーを配置し、地域生活支援拠点の業務を効果的かつ効率的に実施できるよう推進します。	障害者支援課
地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	障害者支援課
西大井三丁目に開設する区立出石つばさの家において、短期入所および障害者グループホームの体験利用の受け入れを行います。	障害者施策推進課 障害者支援課



(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進

施策・取組の内容	所管
【再掲】重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
【再掲】八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせ、同施設の既存棟に移転・拡張します。	障害者施策推進課 障害者支援課
医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ等支援の充実を図ります。	障害者支援課
「インクルーシブひろばベル」で、医療的ケア児やそのご家族同士で交流することができ、子育てや医療的相談等ができるよう支援の充実を図ります。	障害者支援課
重症心身障害児者等の看護や介護をご家族に代替して行う、在宅レスパイトを提供して介護者の負担軽減を図ります。	障害者支援課
医療機関において、医療的ケアが必要な障害児者の短期入所での受け入れを行い、安心して地域で暮らすことができるよう支援します。	障害者支援課
「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援の構築を進めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
重症心身障害児・医療的ケア児と地域の子ども達がインクルーシブな環境で安全・安心に過ごせる場を提供するとともに、地域交流を通じた仲間づくりや子育ての情報交換等ができるよう支援を行います。	障害者支援課
重症心身障害児・医療的ケア児の家族が抱える生活や医療に関する不安や悩みを「インクルーシブひろばベル」で看護師に相談を行うことで、医療的ケア児とその家族が不安なく地域生活を送れるよう支援します。	障害者支援課

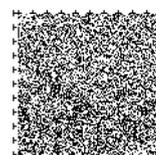


(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進（つづき）

施策・取組の内容	所管
医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れについては、平成 29（2017）年度から区立保育園にて開始し、令和 5（2023）年度より受け入れ可能な医療的ケアを拡げました。医療的ケアに関する職員研修を随時行い知識、技術等の向上に努めています。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ体制や緊急時の対応等を個別に検討します。	保育課 保育支援課
医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置していきます。	教育総合支援 センター

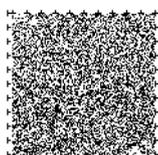
(4) 精神障害に対応した地域包括ケアの推進

施策・取組の内容	所管
保健、医療、福祉の関係機関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します。	障害者支援課 保健センター
精神科病院に入院中の精神障害者等に対して地域生活への移行を図るとともに、多職種支援によるメンタルチームサポート事業を継続することにより、安定した生活ができるよう地域での支援体制を強化し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにつなげます。	障害者支援課 保健センター
精神障害者地域生活サポート 24 事業で日常生活の困りごとへの相談や助言・指導、一般賃貸住宅等へ入居に必要な支援等を行います。	障害者支援課
精神障害者交流スペース「憩いの場」で障害当事者やボランティアが集まり、食事会や創作活動、体操活動のグループ活動等ができる交流の場を提供します。	障害者支援課
精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」で服薬管理支援、社会参加や通院等の支援、交流の場の提供を行います。	障害者支援課



(5) サービスの質の向上・研修等の充実

施策・取組の内容	所管
障害福祉サービス等事業所における障害児者の受け入れ拡充を図るため、東京都の研修への参加を促し、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。	障害者支援課
品川介護福祉専門学校の福祉カレッジにおいて、障害児、障害者と対象別の研修に加え、障害者施設等への訪問研修を実施し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。	障害者支援課
移動支援従業者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の育成と確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉への関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを実施します。	障害者支援課
区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます。	障害者支援課
利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。	障害者支援課
区内の高齢者施設と障害者施設が参加する「施設サービス向上研究会」において、サービス提供の自己評価（セルフチェック）やサービス向上計画作成を実施し、サービスの質の向上を図ります。	高齢者福祉課 障害者支援課



< 施策の柱 4 > 障害のある子どもへの支援の充実

現状と課題

発達の遅れに早期に気づき支援につなげることは、早い時期から子どもの健やかな発達を促進し、潜在的な能力を引き出すとともに、二次的な障害の予防にもつながります。

そのため、区では児童発達支援センター、保健センター、保育園・幼稚園、児童センター、学校等において、発達の遅れやその疑いのある子どもの早期発見に努めてきました。

今後は、保健センターでの乳幼児健診・育児相談、保育園等の生活の場といった多様な場面で発達の遅れなどを早期に発見する仕組みを維持しつつ、乳幼児期から学齢期、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援が必要なことから、関係機関の連携強化に取り組めます。

また、発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターを戸越六丁目の区立大原児童センター、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地の2か所で新たに整備するとともに、令和6（2024）年4月施行の改正児童福祉法による児童発達支援センターに求められる機能を強化し、地域全体の支援体制の強化を図ります。

さらに発達の遅れやその疑いがある子どもが早期に支援を受けられるように、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実を図っていく必要があります。

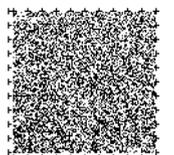
区では、これまで児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の民間事業所の誘致に努め、事業所数・定員数は大幅に増加しています。

しかしながら、障害のある子どもの障害児通所支援へのニーズは益々高まっており、放課後等デイサービスを中心にサービスを十分利用できないとの声があがっています。

そのため、引き続き、障害児通所支援事業所の誘致を図り、サービス提供体制の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもの家族支援の充実を図ることも大切です。

障害のある子どもの生活の大半は保護者が支えているため、親は「身体的・精神的な負担が大きい」、「自分のための時間がとれない」、「緊急時に頼れる人や場所がない」といった様々な悩みを抱えています。

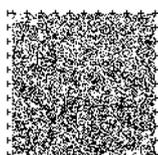


こうした声に応えて、家族の一時的な休息等を確保するための「日中一時支援」や一時的に介護ができなくなった際に利用できる「短期入所」を充実するとともに、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の提供を通じて家族支援の充実を図ります。

主な施策・取組

(1) 地域における支援体制の充実

施策・取組の内容	所管
【再掲】戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和7（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
【再掲】小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和9（2027）年度開設予定）。	障害者施策推進課
令和6年4月施行の改正児童福祉法に基づき、児童発達支援センターの中核機能（①専門性に基づく発達支援・家族支援 ②地域の障害児通所支援事業所への助言 ③地域のインクルージョン推進 ④地域の発達支援に関する入り口としての相談）を強化し、子どもと家族への支援の充実を図ります。	障害者支援課
障害児通所支援事業所を誘致し、支援の充実を図ります。また、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対して、研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児通所支援事業所の支援内容の向上を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を整備するために、保育・教育・福祉がより一層連携を強化し、「品川区地域自立支援協議会子ども支援部会」において、情報共有や支援方法のあり方などを検討・推進します。	障害者支援課

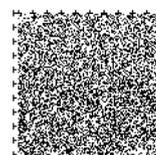


(1) 地域における支援体制の充実（つづき）

施策・取組の内容	所管
特別支援学級固定級（病弱）を設置し、医療機関と連携を図りながら、個々の実態に合わせてながら指導を展開します。	教育総合支援センター
学校の卒業から社会生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉・教育・就労等の連携をより一層強化しながら、一人ひとりに応じたきめ細やかな卒業後の進路支援の充実に努めます。	障害者支援課

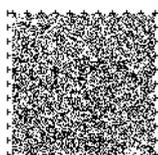
(2) 早期発見・早期支援の充実

施策・取組の内容	所管
児童発達支援センターにおいて、保健センターとの連携を強化し、健康診査等を通じて発達が気になる、また支援が必要な乳幼児について、早期支援につなげ、健やかな発達を支えます。	障害者支援課
切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげます。	障害者支援課
子どもを安心して健やかに生み育てるためには、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。「品川ネウボラネットワーク」を活用し、アウトリーチを含めた相談を受ける中で早期発見、関係機関との連携を図ります。	子ども家庭支援センター
発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、児童発達支援センターを中核として、民間の児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等と連携し、区内の支援体制充実に図ります。	障害者支援課



(3) 家族支援の充実

施策・取組の内容	所管
身近な地域において、気軽に子どもの発達に関する相談を受けることができるように、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。	障害者支援課
児童発達支援センターや思春期サポート事業において、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児者およびその家族に対する支援の充実を図ります。	障害者支援課
障害のある子どもの家族の就労を支える預かりや一時的休息のための「日中一時支援」、家族が一時的に支援できなくなった際に利用できる「短期入所」を充実させることで、家族支援を進めます。	障害者支援課
児童発達支援センターやインクルーシブひろばベルで、保護者の方に仲間づくりや地域のコミュニティへの参加を促すとともに、子育てに関する相談支援を提供できるよう進めます。	障害者支援課



<施策の柱5> 安全・安心な暮らしの確保

現状と課題

障害のある人が地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境をつくるためには、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、公共施設等のバリアフリー化などのハード面の環境整備とともに、様々な配慮を要する人への理解促進や情報提供の充実などソフト面の取り組みを総合的に進めていく必要があります。

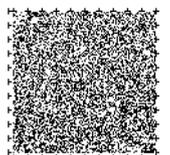
そのため、障害のある人に配慮したまちづくり等を推進するとともに、だれもが安全・安心に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリースイレ」を設置し、歩道や公共施設、公園等のバリアフリー化、音響式信号の設置等を推進することで物理的バリア（社会的障壁）の除去を進めます。

さらに区では「おたがいさま運動」を通じて、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めていきます。

また、アンケート調査結果によれば、災害発生時に困ることや不安なこととして、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」「ひとりでは避難できない」との回答が続き、大規模災害の発生に際して、様々な面で不安を抱えていることが分かります。

そのため、日常から在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置給付、避難行動要支援者への個別避難計画作成等の防災対策に取り組むとともに、大規模災害の際に一人ひとりが自らの安全を守るために家庭や個人が災害に備える「自助」、災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行います。

そして、区、警察、消防等の行政が担う「公助」と連携することで、地域における災害への備えを進め、安心・安全の確保を図っていきます。



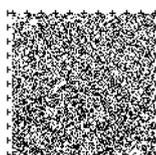
主な施策・取組

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策・取組の内容	所管
ユニバーサルデザインの考え方を基にした「おたがいさま運動」を周知し、理解促進を図るため、引き続き、区民、区立学校児童等を対象にした研修等を充実させていきます。	福祉計画課
だれもが安心・安全に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリースイッチ」の設置やバリアフリーマップの充実、歩道や公共施設等のバリアフリー化、音響式信号の設置等の推進を図ります。	都市計画課
だれもが安心・安全に遊べるように公園のバリアフリーやユニバーサルデザイン、生物多様性への配慮など地域住民のニーズや時代の要請に即した機能の見直しを行います。	公園課

(2) 災害対応等の推進

施策・取組の内容	所管
災害時の支援について、在宅人工呼吸器利用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。 人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます。	障害者支援課 防災課
自助・共助・公助の理念に基づき、日頃から備え、災害時の行動等について周知を行っていくとともに、個別避難計画により予め決められた人が避難する福祉避難所の開設運営について、福祉部内で整備を進めます。	障害者施策推進課 障害者支援課



< 施策の柱 6 > 就労支援の充実

現状と課題

障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げにともない、行政機関、民間企業等における障害のある人の採用は徐々に拡大しています。

アンケート調査結果によれば、障害のある人の16.2%が正規職員として働いており、この割合は前回アンケート調査結果の12.5%から大幅に増加しています。

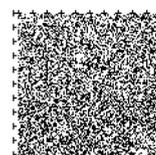
このように障害のある人の雇用環境が改善する一方で、「収入が少ない」、「精神的につらい」、「体力的につらい」、「職場の人間関係」、「職場の障害理解が不足している」など様々な理由で離職を余儀なくされる人もいます。

就労では、収入の多寡などの経済的自立の側面が強調されがちですが、障害のある人がその個性と能力を十分に発揮して働くことは、社会参加や自己実現の観点からも意義があることです。

しかしながら、本人にとって不本意な離職を繰り返すことになれば、就労だけでなく社会参加や自己実現への意欲も遠のいてしまいます。

そのため、就労支援に関する課題解決に向けて、本人の希望や障害特性にあった仕事を探すためのマッチング支援の充実、本人の希望や障害特性に応じた多様な働き方の創出、障害および障害者理解の促進などに取り組みます。

また、一般的就労ではなく福祉的就労を希望する人の就労先を確保するため、就労継続支援B型事業所等の整備を進めていきます。また、利用者のニーズを踏まえ、事業者と協議しながらサービス内容の充実を図り、障害者の製作活動の促進、製品の販路拡大、工賃の向上等に努めます。



主な施策・取組

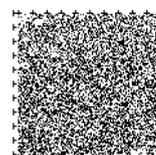
(1) 就労支援の推進

施策・取組の内容	所管
就労支援の担い手である就労選択支援・就労移行支援事業者等の誘致を図り、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。	障害者支援課
障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、品川区障害者就労支援センター「げんき品川」における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者、民間企業と連携して、生活面からの一体的な支援を進めます。	障害者支援課
自営や企業で働く重度障害者等の就労を支援するため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を活用する等、具体的な取り組みを検討し進めていきます。	障害者支援課
就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討し、推進していきます。	障害者支援課
障害者施設の自主製品を販売する福祉ショップを常設することで、障害者の製作活動の促進、製品の販路拡大を図ります。	障害者支援課
障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障害者の工賃向上につながるように区民に自主製品を紹介していきます。	障害者支援課
品川区職員障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用や定着の体制整備を推進します。令和4（2022）年度に庁内に設置した「業務支援室」では、障害者が専門スタッフの支援を受けながら軽作業等に取り組み、各課の業務を支援します。	人事課



(2) 多様な働き方の推進

施策・取組の内容	所管
企業に対して、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入等を働きかけていきます。	障害者支援課
品川区障害者就労支援センター「げんき品川」や就労移行支援事業者を通じて、企業に障害者の受け入れに関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけ、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。	障害者支援課
超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センター「げんき品川」に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います。	障害者支援課



<施策の柱7> 社会参加の促進

現状と課題

すべての障害のある人が、様々な活動に積極的に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保が必要となります。

区では、障害のある人に情報の取得利用を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話対応の遠隔通訳サービスの導入、印刷物の音声コードによる文字の読み上げ、ホームページでのテキスト形式データの提供等の障害特性に応じた情報利用やコミュニケーション手段の確保に努めてきました。

今後は、情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実を図るため、ウェブアクセシビリティに基づくホームページの改修、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保等に取り組めます。

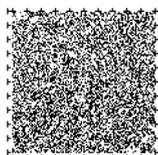
また、文化芸術活動およびスポーツ活動への参加は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、活動を通じて地域の人々をつなぎ、障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進するものです。

近年はコロナ禍拡大の影響により、多くの文化芸術活動やスポーツ活動に関するイベントが中止を余儀なくされ、障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動に親しむ機会が減少しました。

今後は、障害のあるなしに関わらず、より多くの区民が一緒に楽しむことができる文化芸術やスポーツ等の地域イベントを増やすとともに、障害特性に柔軟に対応し、参加しやすいように参加機会の充実を図ります。

なお、アンケート調査結果によれば、障害のある人の10.9%が「あまり・ほとんど外出しない」と答え、さらにそのうちの52.7%が「一人で出かけられない」ことを理由としてあげています。

そのため、障害のある人が安心して外出できるように、移動支援従業者や同行援護従業者の養成研修等を通じて人材の確保に取り組めます。



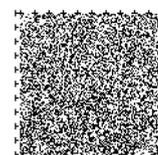
主な施策・取組

(1) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

施策・取組の内容	所管
手話通訳者の派遣や印刷物の音声コードによる文字の読み上げ等、障害の特性に応じた情報の利用、コミュニケーション手段の確保に努めます。	障害者支援課
障害者のウェブ利用を円滑に行えるようにするためウェブアクセシビリティ試験を令和5（2023）年度に実施しました。試験の結果問題があった点については区ホームページの改修などを行い、引き続き利便性の向上に取り組めます。	広報広聴課
視覚障害等がある区内在住の方にカセット版かデージー版の「声の広報」を郵送します。また、「声の広報」は区公式のYouTubeチャンネルでも配信します。	広報広聴課
中途障害者で失語症等の方を対象にした言葉のリハビリ教室、手話講座等の開催、またボランティア養成のための点訳講座、朗読講座等を開催し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。	障害者支援課
東京都等の関係機関と連携して、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保と円滑な派遣に努めます。また、令和3（2021）年7月に制定した品川区手話言語条例に基づき、手話を使用する人が安心して生活できるよう手話の理解促進・普及を図ります。	障害者支援課

(2) スポーツ活動の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の特性に柔軟に対応し、どのような種別や程度であっても、参加しやすいように機会の充実に取り組めます。	スポーツ推進課
区立スポーツ施設や学校施設の開放により、地域の身近な場所で障害者が定期的にスポーツに取り組める機会の充実を図ります。	スポーツ推進課

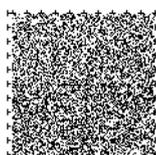


(2) スポーツ活動の充実（つづき）

施策・取組の内容	所管
東京 2020 パラリンピック競技大会の品川区応援競技であるブラインドサッカーをはじめ、パラリンピック競技種目を見たり、体験したりする機会を通して、パラスポーツへの関心を高め、障害のある人とない人の交流を促進します。	スポーツ推進課

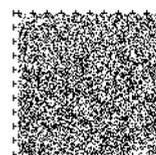
(3) 文化・芸術活動の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の文化・芸術活動を支援するために、作品展の開催や発表の場をつくり、区民の障害者への理解を図ります。	障害者支援課
文化・芸術に親しむ機会の充実を図るため、誰もが安心して利用できるように文化施設のバリアフリー化や鑑賞サポートの推進を図ります。	文化観光課
障害者が文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちとともに文化芸術活動を行い、交流機会の創出を支援することで、社会参加の推進や障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
区立図書館では、活字による読書が困難な人への音訳図書、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デイジー図書等の貸出や来館困難な方への自宅配本を行っています。 また、区内特別支援学級への情報提供をはじめ、品川特別支援学校への団体配本、音声ガイドと字幕付きの「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」の開催等を通じて、支援の充実を図ります。	品川図書館



(4) 外出支援・参加支援の充実

施策・取組の内容	所管
移動支援従業者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを検討し具体的に進めていきます。	障害者支援課
安全かつ適切なガイドヘルプを行うため、誘導技術向上や情報提供等の取り組みを進めます。	障害者支援課
社会的視野の拡充を目指して知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開催し、生涯学習の機会を提供します。	文化観光課
軽度の知的障害のある人を対象にした「日曜サークル」では参加者が集団活動を通して自立する力を身につけられるよう、余暇活動の機会を提供します。	文化観光課



< 施策の柱 8 > 障害理解と権利擁護の促進

現状と課題

平成24（2012）年に施行された「障害者虐待防止法」では、障害者に対する虐待の禁止や、虐待の予防・早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護などを定めています。

区では、虐待やその疑いがある場合に迅速に対応するため、障害者支援課に「しながわ見守りホットライン」を設け、通報・相談を受け付けています。

また、各障害福祉サービス事業所においても虐待防止委員会の設置が義務化され、定期的に職員への虐待防止チェックリストを実施するなど虐待防止に取り組んでいます。

さらに、本人が虐待を認識していない、被害を訴えられない場合もあるため、障害者虐待に対する知識や通報義務の周知や啓発を進め、虐待防止と早期発見に努めています。

また、平成28（2016）年度に施行された「障害者差別解消法」では、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを定めています。

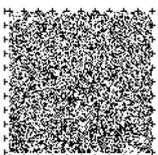
区では、区民や関係機関等への障害者差別解消法ハンドブックの配布、広報紙への特集記事掲載などを通じて障害者差別の解消、障害および障害者理解の促進等の普及啓発を推進してきました。

しかしながら、アンケート調査結果によれば、差別や偏見について「常に感じる」、「ときどき感じる」と回答した割合は、障害のある人で32.1%（前回33.1%）、障害のある子どもで51.0%（前回52.5%）とやや改善したものの依然として高い水準にあり、障害者差別の解消に関する普及啓発を継続的に取り組んでいく必要があります。

併せて、品川区障害者差別解消支援地域協議会において、差別解消に係る相談の仕組みについて検討を進めていきます。

なお、アンケート調査結果によれば、行政機関で合理的な配慮を受けられ助かったとの声がある一方で、職員の障害への理解不足等を指摘する声もありました。

そのため、区では、障害者差別解消や障害への理解促進に取り組み、職員一人ひとりが障害のある人に寄り添った支援ができるように研修体制の充実を図るとともに、各窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害のある人が利用しやすい環境づくりに取り組みます。



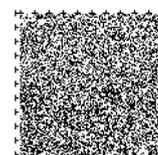
主な施策・取組

(1) 虐待防止・権利擁護の促進

施策・取組の内容	所管
障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。	障害者支援課
「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者に対する虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。	障害者支援課 人権啓発課
必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援のもとでの本人への支援を行います。	福祉計画課

(2) 障害理解・差別解消の促進

施策・取組の内容	所管
障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するための取り組みを推進します。	全庁
障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
障害者週間等における障害理解のための啓発イベント・講座等の充実を図り、多くの区民が障害への理解を深めることができるよう、取り組みを推進します。	障害者支援課

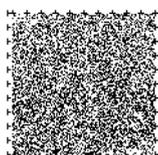


(2) 障害理解・差別解消の促進（つづき）

施策・取組の内容	所管
区民向け・子ども向け手話体験講座を心身障害者福祉会館と障害児者総合支援施設の2か所で実施します。	障害者支援課
区では「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、職員研修を実施しています。引き続き、障害者差別解消法の取り組みの推進と障害者理解の促進を図ります。	障害者施策推進課 人事課
障害者差別解消法ハンドブックを作成し、庁内の窓口やイベント等で区民に配布して周知啓発に努めています。	障害者施策推進課
品川区障害者差別解消支援地域協議会において、関係機関とのネットワーク構築、相談事例の共有を図るとともに、差別解消に係る相談のための仕組みについて検討を進めます。	障害者施策推進課
市民後見人養成講座や民生委員研修等で障害者差別解消や障害者理解の説明を行い、周知啓発に努めています。	障害者施策推進課

(3) 行政における合理的配慮の提供の充実

施策・取組の内容	所管
職員一人ひとりが障害者に寄り添った支援ができるように差別解消や障害者理解に関する研修の充実を図ります。	全庁
窓口での遠隔手話通訳サービスの提供、手話通訳者等の配置を通じて、情報アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。	全庁
窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害者が利用しやすい環境づくりに取り組みます。	全庁



<施策の柱9> インクルージョンの推進

現状と課題

障害のあるなしに関わらず分け隔てない地域社会を実現するためには、互いの個性や違いを認め合う参加・包容（インクルージョン）の意識をより多くの人を持つ必要があります。

そのため、区においてインクルージョンという概念が浸透するように、教育の場や地域においてインクルージョンの推進・充実に取り組んでいきます。

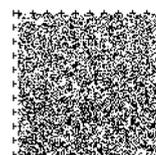
教育におけるインクルージョンでは、障害のある子どもの特性に応じた多様な学びの場の確保、合理的配慮の提供、交流及び共同学習の実施等を通じて、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことで、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境づくりに取り組みます。

地域におけるインクルージョンの充実では、児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害のある子どもの育ちの支援等に協力するとともに、支援力の向上や障害のない子どもとの交流の促進等を図ります。

主な施策・取組

(1) 教育のインクルージョンの推進

施策・取組の内容	所管
学校における「交流及び共同学習」の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。	教育総合支援センター
教育のインクルージョンを推進するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修会等を計画的に実施するとともに、初任者研修等の年次研修等の機会を捉え教員への理解啓発を促進します。	教育総合支援センター



(1) 教育のインクルージョンの推進（つづき）

施策・取組の内容	所管
区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら、充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮や、多様な学びの場「特別支援学級固定級（知的障害、自閉症・情緒障害、病弱）」、「通級指導学級（言語障害、難聴）」、「特別支援教室」を設置し、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。	教育総合支援センター

(2) 地域におけるインクルージョンの充実

施策・取組の内容	所管
保育園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程）および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）が連携して支援する体制を構築し、保育所等訪問支援を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。	障害者支援課 保育課 保育支援課 子ども育成課 教育総合支援センター
児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害児の育ちを支援します。	障害者施策推進課 障害者支援課
【再掲】障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
【再掲】区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課

